

策定年月	令和〇年〇月
見直し年月	令和〇年〇月

麦・大豆国産化プラン

产地名：北海道 北見市

(作成主体：ヤマチュウオホーツク畠作組合)

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

現在、作業の省力化や労働力不足、地域によっては一部作物の栽培が難しい点、また国産化を進めるにあたり麦・大豆の2品目の作付面積が増えていくことが考えられる。そこで麦・大豆の2品目については下記のような問題・課題が考えられる。

- ・連作障害の発生における単収の減少がおきてしまう。
- ・収穫機械、施設への投資が必要になる。
- ・気候変動等に対応できる栽培方法の確立、品種の導入が不可欠である。
- ・国内での需要や世界情勢に応じた品種の選定をする必要がある。
- ・高騰していく生産に係る費用を削減する必要がある。

これらの問題や課題に対して下記のような取組や栽培を実施していく必要があると考えられる。

- ①連作障害の発生は基本輪作体系を適切に守ることにより緩和することができるとされるが圃場に適切な肥料や資材を投入していくことで土壤状態の改善に少しでも寄与する。
- ②麦・大豆の生産に係る補助金を活用し、栽培にかけることのできる経費を多くする。
- ③農薬や肥料の購入先、農産物の出荷先などが実施する勉強会に積極的に参加をし、栽培や新品種などの新しい農業技術の情報を蓄積する。また、参加蓄積だけでなく、土壤診断に基づく適正な栽培方法について意見交換会・検討会を実施する。
- ④スマート農業技術の活用により、生産物の単収の増加や品質の向上をする。
また、それにより生産に係るコストの削減に寄与させる。
- ⑤国内の需要や世界情勢に応じた品種について、出荷先や実需より情報を取り入れ、作付面積を増やすように努める。

上記のような取組を実施することで、課題解決に近づくことができると考えられる。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

本事業実施主体の構成員生産者は主に集荷業者から栽培における助言や指導、情報提供や実際に栽培に使用する農薬や肥料を購入しており、その情報などを基に農産物の出荷などを行う。直接、間接を含めて北海道農業再生協議会からも多岐にわたる支援を受けている。

本事業実施主体では現状(令和4年度)小麦で 非公表 、大豆で 非公表 であるとされており、小麦は令和8年度に 非公表 、大豆は令和7年度に 非公表 を目指している。特に大豆に関しては新規作付を行い面積を増やすことで、大きく生産量を増やす予定である。小麦、大豆の出荷業者である株式会社 山本忠信商店では、取り扱い量が現状(令和4年度)小麦で 非公表 、大豆で 非公表 であるとされており、小麦は令和8年度に 非公表 、大豆は令和7年度に 非公表 を目指している。また、出荷業者である株式会社 山本忠信商店では実需者の役割も担っており、外部の企業からの情報や需要を取り入れるだけでなく、実需者と深く関り、より近くで情報交換を行うことができるが、本事業実施主体でも魅力を感じている。そこで製粉された道産小麦は 非公表 や 非公表 非公表 などに販売され、さらなる実需者へつながっている。これらの株式会社山本忠信商店の自社製粉での取り扱いは現状(令和4年度)で 非公表 あり、令和8年度に 非公表 を目指している。

大豆は集荷業者の株式会社 山本忠信商店のグループ会社でもある 非公表 が実需者として挙げられる。こちらもグループ会社という関係性を生かし、密接に連携することで国産化を推進させている。本事業実施主体でも、複数年契約での栽培・出荷の取り組みをしている。 非公表 では取り扱いは現状(令和4年度)で 非公表 あり、令和7年度までに 非公表 を目指している(事業実施主体であるオホーツク産を含む道内産と府県産を合計)。また、出荷した大豆は主に 非公表 で実際に加工して最終生産物になっている。

ただし、麦では北海道産の令和4年産 ゆめちからで販売予定数量と購入希望数量にて、35,293トンのミスマッチが発生している。本事業実施主体では研究機関等とも強い繋がりがあり出荷業者でもある株式会社 山本忠信商店が取り扱っている「みのりのちから」への品種変更の検討や今後開発が期待されるゆめちからの後継品種への変更をすることで微力ながらミスマッチの緩和に寄与していく。また、現状できたほなみは縞萎縮病の発生により作付が難しくなっているが、後継品種の開発も行われていることを確認しているので、そのような品種を取り入れることや大豆への作付転換も含めてミスマッチの緩和に寄与することができると考えられる。

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

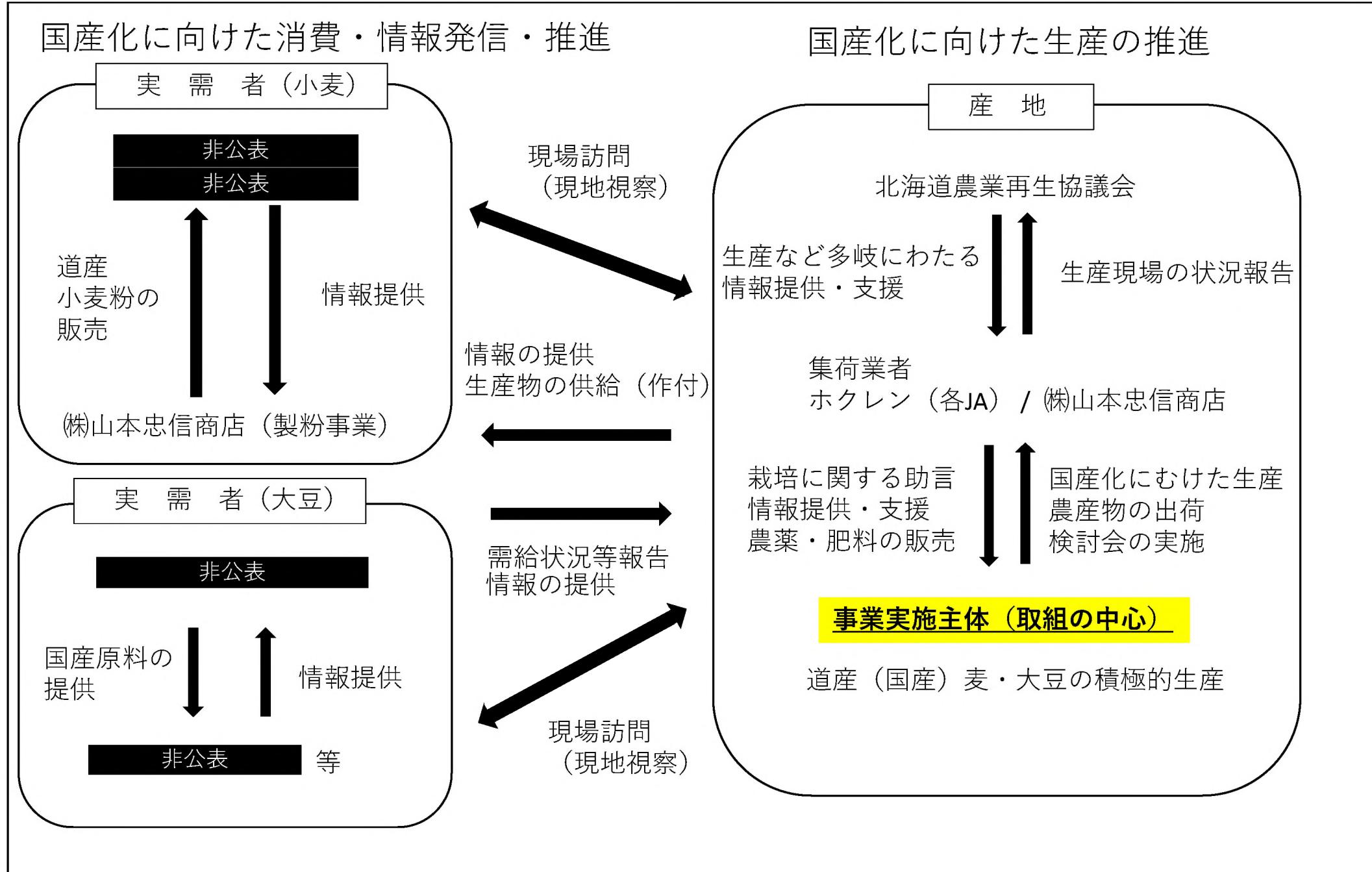
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 产地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。